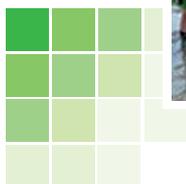
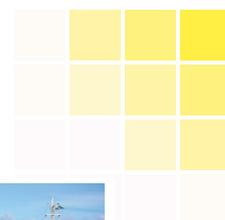


平成28年度

みどり
鹿児島県水土里サークル活動
シンポジウム

～共生・協働の農村づくりを目指して～



日時 平成28年9月1日(木)午後1時
場所 宝山ホール(鹿児島県文化センター)



主催・共催：鹿児島県水土里サークル活動支援協議会・鹿児島県

講演

にんげん

『人間はなぜ、自然にひかれるのか』

～ 農とは、一体何なのか。新しい農業観をもとめて ～

【講師プロフィール】

宇根 豊 (うね ゆたか) 百姓・農と自然の研究所 代表

農薬に依存しすぎる農業に疑問を抱き、1979年、稲につく虫を判別することができる「虫見板」を開発。減農薬運動を提唱し、水田の農薬散布を減農薬の方向へと導いた。

自然環境を形成している百姓仕事の構造を明らかにし、自然環境を視野におさめた新しい農業観の形成のための理論化を行う。



<略歴>

昭和25(1950)年	長崎県島原市生まれ
昭和48(1973)年	福岡県の農業改良普及員となる
昭和53(1978)年	田んぼの減農薬運動を提唱
平成1(1989)年	新規参入農業者として糸島市(旧二丈町)で就農
平成12(2000)年	49歳で福岡県を退職
平成13(2001)年	「NPO法人 農と自然の研究所」を設立
平成22(2010)年	同法人を解散、現在は任意団体として活動

<著書>

「農は過去と未来をつなぐ」岩波ジュニア新書, 「田んぼの忘れもの」葦書房
「天地有情の農学」コモンズ, 「田んぼの生きものと農業の心」NHK出版
「農がそこにあたりまえに存在しなければならない理由」北星社
「風景は百姓仕事がつくる」, 「百姓仕事は自然をつくる」築地書館
「農と自然の復興」, 「虫見板で豊かな田んぼへ」創森社
「百姓学宣言」, 「田んぼの学校・入学編」, 「田の虫図鑑」
「減農薬のイネづくり」農文協 など
昨年刊 「農本主義へのいざない」創森社, 「農本主義が未来を耕す」現代書館
今年4月刊 「愛国心と愛郷心」農文協, 「生きもの語り」家の光協会
※ 一部は会場ロビーで販売しています

<造語した言葉・広めた言葉>

減農薬, 減農薬米, 虫見板, ただの虫, 田んぼの学校, 農業生物, 土台技術
環境稲作, 田んぼのめぐみ, 天地有情, 生きもの調査, 百姓学, 内からのまなざし,
消極的な価値, 新しい農本主義

人間はなぜ、自然にひかれるのか

農とは、一体何なのか。新しい農業観をもとめて

宇根豊（百姓・農と自然の研究所代表）

第1部 ふたつの自然の見方があります

1、下の図で、「田んぼ」はどのあたりでしょうか。

【1】は100%自然、つまり原生自然、【5】は100%人工の場所、【3】は自然と人工が半々ぐらいの所というイメージです。

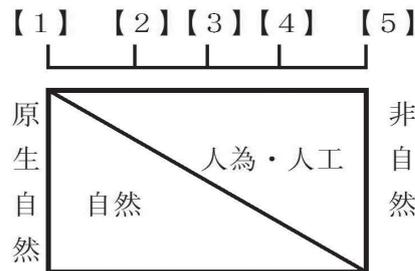


図 現代の自然観の図示

2、「人間は自然の一員です」というのは、まちがいでしょうか。正しいでしょうか？
「自然（環境）」というの、輸入語（翻訳語）ですが、明治時代までの日本語には、なぜ「Nature（ネイチャー）」に匹敵する言葉がなかったのでしょうか。
なぜ「Nature」を、「天地」と訳さなかったのでしょうか。

3、なぜ日本人は、自然が好きなのでしょう？
農業は自然破壊でしょうか？それとも自然の一部なのでしょう？

第2部 風景は発見するもの

4、日本の百姓はなぜ在所の「風景」を語らないか？

(1) 百姓のまなざしが作物の出来を優先するからです。

なぜなら、作物は何よりも情愛の対象ですし、「作物の出来」は百姓（家族）から表現を要請されるからです。「どうだった？良く育っていた？」

(2) 百姓は次の手入れ（仕事）を考えるからです。

作物の出来を見ることは、どういう手入れを作物が要求しているかをつかむことが主目的だから、表現は手入れの内容として語られます。「そろそろ、追肥をしなくてはならない」

(3) 風景・情景も見ていないこともないのですが、語りません。

たとえば「帰ろうとすると、さっきまでは出ていなかったのに、ほとんどの稲の葉の先から露がにじみ出てきて、その露という露が一斉に夕空の明かりを反射して、田んぼ一面が星空みたいに輝いているんだ」と語ったとしましょう。しかし、「それは、生育が順調だという証拠ですね」と応じられるに決まっています。

あるいは「稲の葉の色が生き生きとして一面に広がっているのを見ると、いいなあって、感動しないかな」と言おうものなら、「余裕だね」と一蹴されることでしょう。

5、百姓が「風景」を語り始めるとき？

百姓が「風景」を語らないもうひとつの理由があります。

(1) 全国至るところで語られるやりとり：1

「いいところですね」

「別に、ありふれたところです」

(2) 全国至るところで語られるやりとり：2

「緑がきれいですね」

「いや、竹が暴れていて、見苦しい」

(3) 風景が荒れて来たとき、真っ先に気づくのはなぜか

「そこに、いつも、あたりまえに」つまり、ありふれた何の変哲もなかった在所の世界が変化し始めることへの嫌悪感（恐怖感）が、それまで眠っていた美意識を逆なでして、眼を覚まさせます。「これまでは、きれいだったのに」

(4) こう考えてくると、自然の風景のシグナルである「四季」が荒れ始めていることに気づきます。

第3部 なぜ自然には、生きものがいっぱいいるのでしょうか

6、次の図は、田んぼの虫（クモも含む）を分類したものです。

田んぼには、稲を食べる「害虫」がいます。またその害虫を食べたりする「益虫（天敵）」がいます。さらに、ゲンゴロウやタイコウチやコオロギやユスリカやトビムシなど、どちらにも入らない虫ただの虫がいます。

害虫	益虫	ただの虫
約 150 種	約 300 種	約 1400 種

なぜ、「ただの虫」が一番多いのでしょうか。

7、日本全国のは田んぼの生きものは、5668種です。しかし、これを全部見て知っている人はいるでしょうか。

日本の田んぼの生きもの全種リスト（抜粋）（農と自然の研究所2010年）

動物 2791種 昆虫 1726種 トンボ類 98種 バッタ類 64種 ウカ・ヨコバエ類 87種 アブラ虫類 74種 カメ虫類 90種 ゲンゴムシ類 60種 ガ虫類 21種 テントウ虫類 60種 羽虫類 74種 象虫類 38種 蜂類 176種 蚊類 27種 ユスリ蚊類 88種 アブ類 76種 蠅類 54種 蝶・蛾類 85種 クモ 109種 ダニ 32種	両生類 41種 イモリなど 12種 カエル類 29種 爬虫類 20種 カメ類 7種 ヘビなど 13種 魚類 143種 貝類 73種 甲殻類 155種 エビ類 12種 カニ類 19種 シンコ類 111種 輪虫類 162種 線虫・ミミズ 91種 線虫類 19種 ミミズ類 34種	原生生物・藍藻など 597種 植物 2280種 被子植物 1856種 双子葉植物 1310種 単子葉植物 546種 裸子植物 11種 シダ植物 111種 コケ植物 97種 ウイルス・細菌・糸状菌 205種
	鳥類 189種 哺乳類 50種	合計 5668種

8、現在の歳なら、90歳以上の百姓は生きもの名前を600種類ぐらい呼んでいた人が多かったようです。現在の福岡県内の現役の百姓では、平均150種ぐらいです。どうして減ったのでしょうか？

このことは、「たいした変化ではない」と言い切っているのでしょうか。

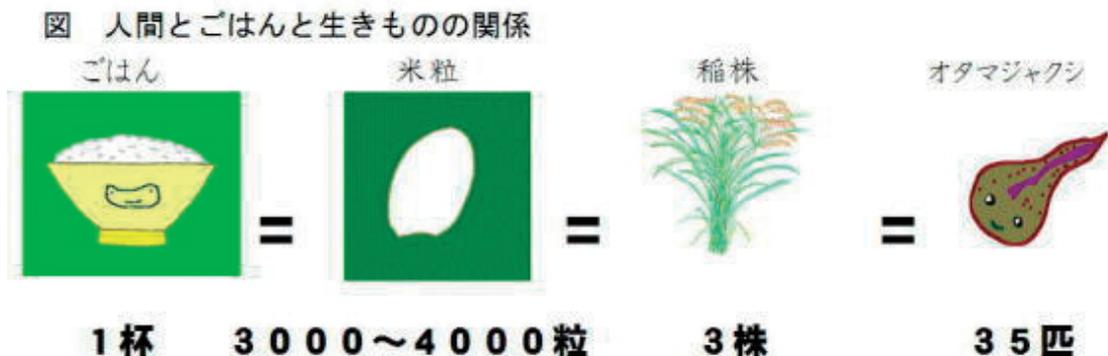
9、農業は自然の生きものいのちを奪う仕事でしょうか？

お婆さんがいました。お爺さんといっしょにみかん畑で草とりをしていました。お爺さんも亡くなり、お婆さんも体が弱ってみかん畑に行けなくなりました。すると近所の人がおばあさんの家によって、「みかん畑の近くに行くばってん、なにか言づけはなかね」と言います。あ婆さんは「草によろしゅう言うとかれ」と言いました。なぜ、みかんの木ではなく、草に言づけしたのでしょうか？お婆さんの草取りは、草を殺しているのでしょうか？このような百姓の情感は、時代遅れでしょうか？

【結論】自然は、天地有情の共同体として現れるからこそ、私たちの血肉となるのです。

第4部 どうやって「自然」を守っていけばいいのか

10、次の絵はどういう意味でしょうか？



11、「デ・カップリング」という農業政策を日本はなぜ採用しないのでしょうか？
EUの百姓の所得の内、助成金は70%を越えています。これは惨めな状態ではないのでしょうか？

国民はこういう農業保護政策をなぜ支持しているのでしょうか？
ドイツで、驚くようなことを見聞しました。

12、かつて「農本主義」という思想がありました。

その骨格は次の三つですが、これは現代に通用するでしょうか。

【第一原理：脱近代】農本主義者は社会を西洋みたいに「近代化」することに疑問を感じていました。その理由を真剣に探し求め、とうとう「産業化、資本主義化、経済成長は農にはあわない」と気づきます。この発見は今日ではさらに説得力を持つようになりました。もともと生きものは経済で生きて来たのではないのですから。農本主義の第一原理は、近代化は決して普遍的なものではなく、ほどほどにしておかないと近代化してはならないものまで滅ぼすことになるという気づきです。この場合、「天地有情の共同体」が抵抗の根拠となってくれます。

【第二原理：在所の価値の重視】ナショナルな価値は近代の国民国家が創作したものだということは、言うまでもありません。大日本帝国はアジア太平洋戦争で敗れましたが、在所は、自然は、山河はちゃんと残りました。もともと国家よりも在所が土台ですから、戦後の日本国もそれを土台にして、復興したことを忘れてはならないでしょう。さらに資本主義が終わっても、山河（天地自然）だけは傷つけないで残さねばなりません。

ふるさとや在所が（そして「天地有情の共同体」が）あればこそ国民国家も成り立つことができるという事実が農本主義の原理です。

【第三原理：仕事の喜び】

生きものの生に効率を求めることは生きものとして破廉恥きわまりないことです。しかし、近代人は自分たちの生に対して、それを実行してしまったのです。仕事は労働に墮落し、疎外感に包まれています。かつての農本主義者はこのことをもっとも恥じていました

し、そこから脱出する道を百姓仕事に求め、自然への没入、天地に抱かれる農にそれを見出したのです。

時を忘れ、我を忘れ、社会を忘れ、仕事に没頭することこそがもっとも人間らしい喜びだ、というのが農本主義の第三原理です。これはかつての農本主義者の言葉を借りれば「求道」なのです。さらにこのときに見えてくる「天地有情の共同体」こそが、食べものに替わって農本主義者の武器となります。

宇根豊さんの近著『農本主義が未来を耕す』（現代書館、2484円）を読んで心搏たれた。おなじ心搏たれると言っても、ひとり心に抱いておきたい本と、こりゃあ必読だよと人に勧めたい本がある。宇根さんの本は後のほうだ。

宇根豊と言っても知らぬ人が多からうから、ちょっと紹介しておく。この人は福岡県で農業改良普及員をしていて、まず減農薬運動と取り組み、農民が役所の指導などによらずに、農薬使用を自主的に判断できるように「虫見板」を考案するなど、ユニークな活動を行ってきたのだが、1989年には自ら農民となり、2000年には「農と自然の研究所」を作って、今日まで『国民のための百姓学（家の光協会）など多くの著書」を著してきた。

私は早くからこの人に注目していたが、それはこの人が徹底し突き詰めて考える人であり、その思考が年々ラジカル（根底的）になっていくのに驚きを覚えたからである。むしろ、教えられることが多かった。世間には頭のよい人、知識が豊かな人は掃いて捨てるほどいる。難しい理屈を言う人も同様である。だが、自分の頭で根本へ根本へと考える人は少ない。宇根豊というのはそういう人で、哲学とはまさにこのような営みのことであるはずだ。

偉い人の言説を習得して、それを自分なりに運用するのではなく、あくまで自分の生活自体から生ずる問題を「考える」ということを唯一の武器として解いていった結果、彼はどのような考えに到達したか。

「農」は人間の最も根本的な存在様式なのであって、近代的な意味での産業のひとつなどではない。「農」という人間の生業は、自然の一員としての人間が、自然の営みを恵みとし

読書日記

わたなべ 京一
（編集者）

根本へ向かって考える 宇根豊の「農本主義」

ていただく活動で、山河や生きものといっしょに生きている「天地有情の世界」に人間を在らしめるものである。だから「農」を「農業」として他の産業と比較し、その経済的効率や生産性を問題にしてはならない。「農が生み出し保存しているのは、カネつまり経済的価値では計ることできない、まったく別種の価値である。

り生きものである。そして何よりも「天地有情」の存在感覚である。草刈りをした畦には100種以上の花が咲く。稲株3株に相当する1杯のご飯を食べれば、35匹のオタマジャクシを育てることになる。農の営みが風景を作り生きものを育て、「天地有情」の世界に生きる人間の充足を生む。経済学が無視することのような価値こそ、人間社会の共同性の基底をなしているのだ。



『農本主義が未来を耕す』

は成長産業だなどという流行の言説はその証左と言ってよい。以上のような考えを著者は新たな農本主義と呼び、農業を農に戻すことが根本主張だという。もちろんこのように紹介すれば、直ちに異論・疑念が続出することだろう。それは私の要約がラフだからで、著者は考えるあらゆる反論を予想して、丁寧に対応している。何よりもこの本自体を読んでほしいゆえんだ。

宇根が到達した考えには実に学ぶべきものが含まれている。それだけに私は若干注文をつけた。彼の近代批判には大いに共感するが、近代総体についてはもっと包括的な視野が必要だろう。また「農本主義」が適切な呼称かどうか。戦前の農本主義を再評価するのはよいが、彼自身の考えはそれを超えている。徒党を組まぬ、仲間を求めぬという彼のしなやかな態度はその呼称にそぐわない。「原理主義」と称するのはもっていけない。それは物事を原理にまで突き詰めて考えることではなく、教典によりどこを求めめる態度のことだからだ。また、ナシヨナリズムの代わりにパトリオティズムを持ち上げるのも困る。パトリオティズムは歴史的にはナシヨナリズムの先駆形態なのだ。宇根の「在所」中心の思想を表すのにふさわしい用語ではない。

この欄は、米本昌平、与那原恵、藤原智美、池内恵、渡辺京二の5氏が交代で執筆します。
61 エコノミスト 2014.10.14

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



情報提供

農地中間管理事業の活用について

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社
(鹿児島県農地中間管理機構)

安心な農地中間管理事業を活用しませんか

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社
(鹿児島県農地中間管理機構)

(TEL) 099-223-0223

(FAX) 099-227-9412

農地中間管理事業とは

「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月 農林水産省)

- 農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などに対応し、構造改革の加速化が必要。
- このため、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪として推進。

4つの
改革

- 農地中間管理機構の創設
- 経営所得安定対策の見直し
- 水田フル活用と米政策の見直し
- 日本型直接支払制度の創設

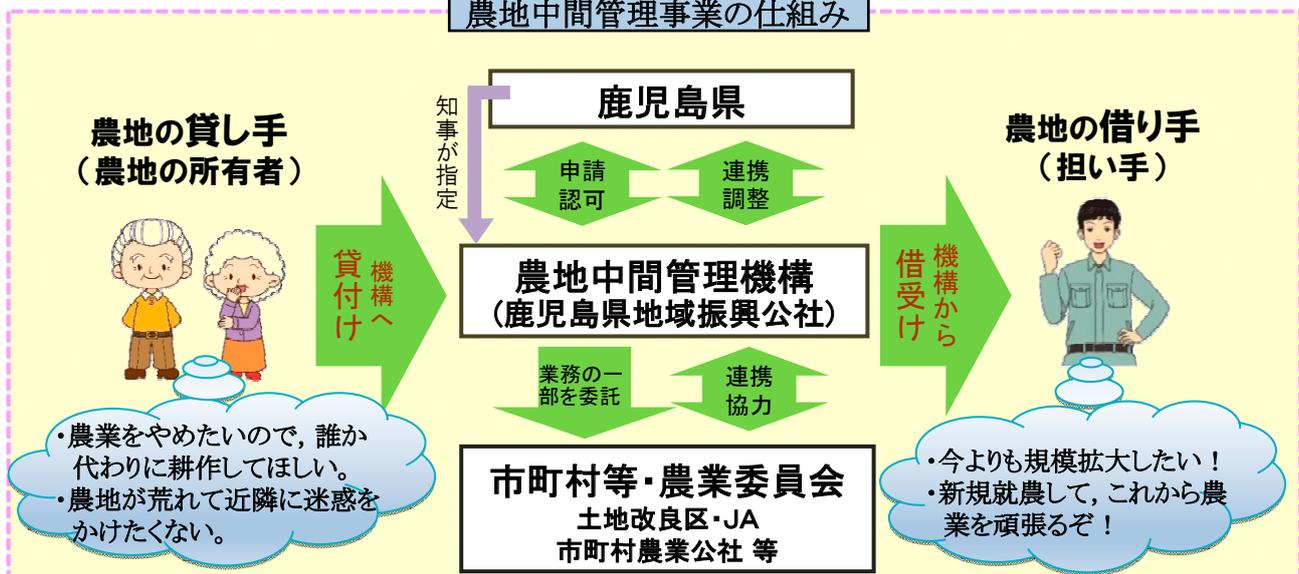


若者たちが希望を持てる
「強い農林水産業」
「美しく活力ある農山漁村」
の実現

農地中間管理事業の特色

- 平成26年度から始まった、農地の新しい貸し借りの方法です。(従来は農地法と基盤強化法)
- 農地中間管理機構が、市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。(知事が機構を指定)
- 賃借料は機構である県公社が、決まった時期に必ずお振込みします。(所有者にとって安心)
- 農地は賃貸借終了後、必ず所有者へ返還されます。(所有権は移りません)

農地中間管理事業の仕組み



平成27年度の実績

- 県全体では、2,767haを借り受けし、2,761haを貸し付け。(1年目のH26年度:148haの約20倍)
- 地目的には、畑が6割、田が4割の実績であり、畑地が多いという本県の特徴を反映。
- 364ha貸し付けた市町村がある一方、一桁の市町村も多く取組に差。
- 都道府県別の順位は、第9位。(水田地帯である東北地方が総体的に高い)

農地中間管理事業のメリット

農地の貸し手(所有者)

- 耕作者からの賃借料は、機構から指定口座に振込みます。
- 耕作者が途中で耕作できなくなっても、次の耕作者を県公社と市町村等が連携し探します。
- 要件を満たすと機構集積協力金の交付が受けられます。

農地の借り手(耕作者)

- 農地を集積・集約することで、農作業の効率化、生産性の向上が図られます。
- 複数の所有者との契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料も県公社が負担します。
- 県公社との契約により、長期的な営農計画が立てやすく、安定した農業ができます。

平成27年度との主な変更点

公募の年間計画

- 通常期の公募4回と臨時期の公募を設定。(臨時期は通常期の公募のない月に設定)
→ 通常期の公募では間に合わないときに、応募・事業申請が可能となります。

書類作成

- 地権者、耕作者と公社との利用権設定時の押印は、「認印」で可。(印鑑証明書の添付は不要)
- ただし、相続未登記農地を持分の過半の同意を得て申請する場合は、同意者の「実印」の押印並びに印鑑(登録)証明書の添付が必要です。

機構集積協力金の単価等

- 担い手への新規集積面積に応じて、交付できる総額が決定します。
- 国と予め協議した上で、県で交付単価を設定しています。

協力金の種類別内容

地域集積協力金

- 人・農地プランなど地域の話し合いで、まとまった農地を担い手に集積した地域に対して交付。
- ※ 新たな担い手への貸借とならない場合は()内の単価
- ※ 新規集積農地面積の無い地域には交付しない
- ※ 協力金の所要額が基金取崩限度額を上回る場合は単価調整

機構への貸付割合	交付単価 (以内)
2割超～5割以下	1.5(0.7)万円/10a
5割超～8割以下	2.1(1.0)万円/10a
8割超	2.7(1.3)万円/10a

経営転換協力金

- 離農または経営転換される方に交付
- 農地の相続人で、農業経営をしない方に交付
- ※ 機構を通した10年以上の貸借契約が結ばれることが必要
- ※ 遊休農地所有者も県公社に貸付意志を文書で示せば対象

機構への貸付農地	交付単価 (以内)
0.5ha以下	30万円/戸
0.5ha超～2ha以下	50万円/戸
2ha超	70万円/戸

耕作者集積協力金

- 2筆以上のまとまった農地を貸付ける場合に交付
- 県公社の借受農地の隣接地を貸付ける場合に交付など
- ※ 県公社を通した10年以上の貸借契約が結ばれることが必要

交付単価 (以内)
1万円/10a

貸し借りの手続き

農地を貸したい方(所有者)

- ① まずは公社や市町村・農業委員会等に問い合わせてください。
- ② 貸出申込書を提出してください。(別紙貸出相談票参照)
- ③ 県公社が公社ホームページ上に募集区域ごとの情報を掲載し、借受希望者を募集します。
 - ・貸し出せる農地は、**農業振興地域の区域内**に限ります。
 - ・**登記名義人が明らかである農地(相続による持分の過半の同意が得られる場合も含む)**に限ります。

現在、貸出希望者農地が不足

貸し借りのマッチング 公社や市町村等

農地を借りたい方(耕作者)

- ① まずは公社や市町村・農業委員会等に問い合わせてください。
- ② 募集区域ごとの情報を踏まえて、借受申込書を提出してください。
- ③ 公募期間終了後、県公社が公社ホームページ上に借受希望者の情報を掲載します。
 - ・掲載情報は、①名前、②住所(市町村名のみ)、③地目、④面積、⑤作付予定作物の5項目です。

平成28年度の公募時期と貸付開始日のスケジュール

借受の公募時期

- 通常期の公募は、年4回(2月、5月、8月、11月)。状況に応じて臨時の公募も行います。
- 農地の借受を希望される方は、公募期間中にお申込ください。

	I 期	II 期	III 期	IV 期
借受希望者の公募時期	2月1日～2月14日 終了	5月1日～5月14日 終了	8月1日～31日	11月1日～30日
貸付開始の日	6月1日	9月1日	12月1日	H29年 3月1日

地域取組事例

A市 A地区(H27)

- 土地基盤整備(パイプライン整備)に合わせ、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化に向けた取組。
 - ・機構への貸出面積(H27):48.8ha(地区の農地面積:66ha)
 - ・基盤整備:パイプライン整備(H27~32年度) 受益者負担:約2万円/10a
 - ・土地改良区が主体となって、受益者への説明や契約書とりまとめ等を実施
 - ・地域集積協力金活用用途計画:工事負担金の受益者負担の軽減等

ポイント
土地改良区との密な連携

B市 B地区(H27)

- 農用地利用組合が活動していたこともあり、組合の中心的農業者(大規模経営)等の役員が積極的(一通りの書類の取りまとめ)で、3か月で合意。
- 当該地区の取組が市内の他地区にも口コミで波及し、市全体の集積面積が増大。
 - ・機構への貸出面積(H27):63.5ha(地区の農地面積:122ha)
 - ・地域集積協力金活用用途計画:組合役員の報酬、会議費、事務費、事務用品、地域研修センターの冷房設置のほか、農地の出し手、受け手個人への配分

ポイント
リーダーの積極性

農地中間管理事業に関連する農地の税制改正

農地保有に係る課税の強化・軽減

- 農地所有者が遊休農地を放置した場合の税負担が強化されます。
- 一方、農地所有者が農地を機構(県公社)に貸し付けた場合、税負担が軽減されます。

課税強化

農業委員会が、遊休農地所有者に対し、機構(県公社)と協議すべきことを勧告したにも関わらず、放置している遊休農地※については、固定資産税が従来の1.8倍となります。

強化の対象から除かれる遊休農地

- ・県公社への貸付けの意思を表明した遊休農地
- ・農業委員会が非農地として判断した遊休農地
- ・農業振興地域の区域外の遊休農地

課税軽減

対象者: 所有する全ての農地※を、新たに(1年間の間にまとめて)、機構(県公社)に10年以上の期間で貸し付けた者。

※ 10a未満の自作地は保有可能

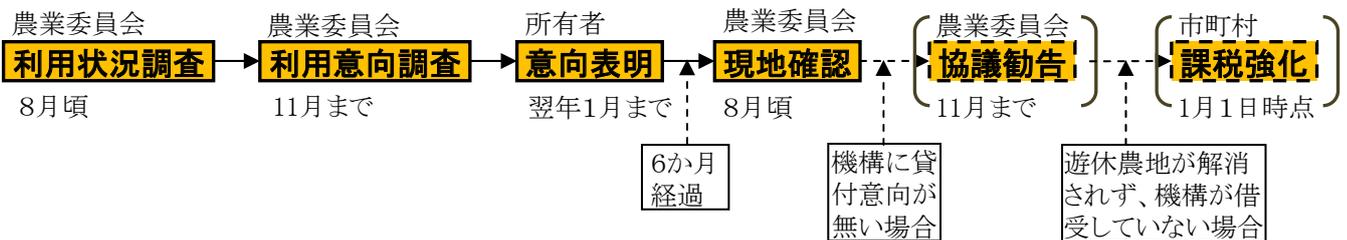
軽減額: 新たに機構(県公社)に貸し付けた農地に係る固定資産税を一定期間1/2に軽減。

固定資産税
の軽減措置

10年以上貸し付け	…	3年間
15年以上 "	…	5年間

いずれも、1月1日時点で判断(初回は平成29年1月1日)

(参考)遊休農地に関する措置の流れ



農業者年金との関係

農地中間管理事業と経営移譲年金

- 経営移譲年金等の農業者年金受給者が経営転換協力金の交付を受けても、次の要件を満たしていれば、年金等の受給に影響はありません。

- ① 利用権設定の期間が10年以上であること。
- ② 後継者等から農地の返還を受けた日から起算して1年以内に、機構(県公社)に貸し付けること。

サラリーマン後継者に農地を貸付けて基本額経営移譲年金を受給している場合、機構(県公社)に貸し直すことで、加算付経営移譲年金に増額できる場合があります。

農地中間管理事業の活用で
農地の集積を図り、担い手の経営向上や
地域の活性化につなげましょう!

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



農地中間管理事業に係る農用地等貸出相談票

※貸出申込書ではありません

キリトリ線

住所	〒	—	ふりがな	
			氏名	
連絡先	固定電話	—	携帯電話	— —

1 貸出理由(該当箇所をチェックしてください)

農業の規模を縮小したい
 農業をやめたい
 相続したが利用していない
 その他 ()

2 貸出希望農地(分かる範囲で、おおよそ)

地目等	市町村	地区	面積 (m ²)	(農地の状況別内訳)			
				自分で耕作している	貸している	管理を頼んでいる	遊休化している
田							
畑							
果樹							

3 その他ご意見等(該当箇所をチェック及び記載してください)

農地を貸したいが、地番等が分からないので調べて欲しい
 詳しく話を聞きたい
 その他(下記に記載)

※以下の記載は不要です。

機構記載欄	希望	希望
年齢 歳 性別	賃借料 円/10a	契約期間 年

貸出意向

地目等	市町村	地区	基盤整備の状況	賦課金の有無		農業用施設の有無	登記の状況	その他利用方法等
田								
畑								
果樹								

キリトリ線

情報提供

活動中の安全対策について

鹿児島県水土里サークル活動支援協議会

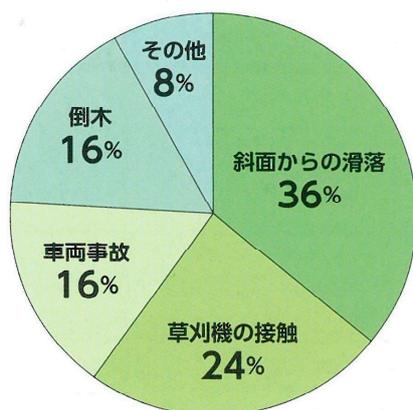
多面的機能支払 共同活動の安全のしおり

多面的機能支払の活動中の 事故の発生を防止しましょう

■事故の傾向 (平成 24 年度～平成 26 年度の発生状況)

平成 24 年度から平成 26 年度に 25 件の事故が農林水産省に報告されています。発生原因の過半数は、斜面からの滑落 (36%)、草刈機の接触 (24%) が占めています。作業環境の確認や、草刈機の安全な使用に努めてください。

また、樹木の伐採や特殊車両を用いる場合は、重大な事故につながる恐れがありますので、特に注意が必要です。



事故原因の内訳 (%)

原因	主なけがなどの内容	件数
斜面からの滑落	骨折、打撲	9
草刈機の接触	足等の裂傷	6
車両事故	骨折、内臓損傷	4
倒木	頭部損傷	4
その他(飛散物等)	目の負傷等	2

活動組織数 H24 年度：18,662 H25 年度：19,018 H26 年度：24,890

活動中の事故は、草刈りや雑木伐採時や、車両等機械操作中に多く発生しています

- 水路斜面などの草刈りは、足場が安定していないため、危険性が高い場所は、年齢や草刈作業の熟練度を考慮し、担当者の配置を検討しましょう。
- 参加者間での現地の相互確認を行うと共に、事故発生時の連絡体制を作るなど、万一の事故に備えた対応を考えましょう。

■事故発生原因と事故防止策（例）

事故発生原因	事故防止策
参加者の作業の安全に関する知識・技能の不足	<ul style="list-style-type: none"> 作業上の安全知識や留意点の周知（安全教育・訓練等） 機械・機具等の安全な操作方法等の説明（講習会等）
使用する機械・機具等の安全性の不備	<ul style="list-style-type: none"> 使用前の機械・機具等の点検・整備 機械・機具に警告ラベル・反射ステッカーの貼付
危険な作業環境（斜面、窪地、狭小部、ぬかるみ等）	<ul style="list-style-type: none"> 事前の現場確認、危険物の除去、危険箇所を表示化 参加者の年齢、作業の熟練度等を考慮した適切な作業分担・配置 作業の補助者や安全管理員の配置 無理のない作業計画の作成



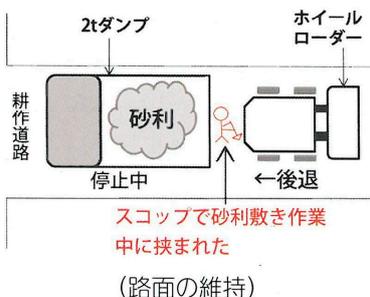
（法面の草刈り）

- 活動項目：水路の草刈り
- 作業内容：水路法面の草刈り作業
- 事故概要：水路法面を法面上部から下部方向へ向かって草刈り作業中、土砂混じりの地面に足を滑らせ、草刈機の刃が自らの足へ接触。
- 被災状況：足の裂傷（全治3週間）
- 発生原因：安全な作業方法の周知不足（作業環境の不備）。



（雑木の伐採）

- 活動項目：水路の草刈り
- 作業内容：雑木の伐採・除去作業
- 事故概要：単独で水路横の直径約30cmの雑木をチェーンソーで伐採中、作業面反対側への切り込みを行わなかったために雑木が地上2m付近で破断し、頭部を直撃したものと推定。
- 被災状況：重体の後、死亡
- 発生原因：ヘルメットの非着用。安全な作業方法（作業面反対側への切り込み）の周知不足。



- 活動項目：農道 - 施設の適正管理
- 作業内容：路面の維持（砂利敷き作業）
- 事故概要：スコップでの砂利撒き出し作業中、後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーと停止中の2tダンプトラックとの間に挟まれた。
- 被災状況：死亡（内臓損傷）
- 発生原因：安全な作業方法の周知不足。組織内での安全管理に係る取り決め周知不足。

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認は必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、危険な箇所（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、狭小地、急流の水路、危険物、危険な動物の生息等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や、当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、無理のない作業計画を立てましょう。
- 緊急時に備え、緊急連絡表を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・消防、救急（119番）
 - ・警察（110番）
 - ・保護者
 - ・最寄りの医療機関（複数）
 - ・保険会社
 - ・災害用伝言ダイヤル（171番）



活動を行う前に、 必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず保険に入りましょう。
近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が、 事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、注意喚起を行いましょう。
- 声かけをしましょう。
- 作業補助者や安全管理員を配置しましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯しましょう。

草刈作業中の留意点

■防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋などを着用しましょう。

■障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りをしましょう。



■草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーの装着を確認しましょう。

■草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・作業の中断や移動する際にはエンジンを切って、刃の回転が止まってから移動しましょう。

■作業間隔の確保

- ・複数で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

■休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。

■草刈作業への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。

共同活動前の安全性確認チェックリスト

- | | | |
|------------|--------------------------|--|
| 事前
チェック | <input type="checkbox"/> | 活動場所の下見をして作業環境を確認しましたか。 |
| | <input type="checkbox"/> | 危険な箇所については、テープ等で印を付けたり、作業マップにマーキングしましたか。 |
| | <input type="checkbox"/> | 参加者の年齢、作業の熟練度等を考慮して、作業計画（分担、配置等）を立てましたか。 |
| | <input type="checkbox"/> | 機具等の安全な操作方法を作業者は修得しましたか。 |
| | <input type="checkbox"/> | 参加者は全員保険に入りましたか。 |
| 当日
チェック | <input type="checkbox"/> | 緊急連絡表は作成しましたか。 |
| | <input type="checkbox"/> | 参加者に危険な箇所の説明をしましたか。 |
| | <input type="checkbox"/> | 機具等を用いる場合、点検は済みましたか。 |
| | <input type="checkbox"/> | 緊急連絡表の掲示や携帯はしましたか。 |

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html#manyu

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



情 勢 報 告

農業農村整備事業及び多面的機能支払の 情勢について

参議院議員 進藤 かねひこ 金日子

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page below the 'MEMO' header.



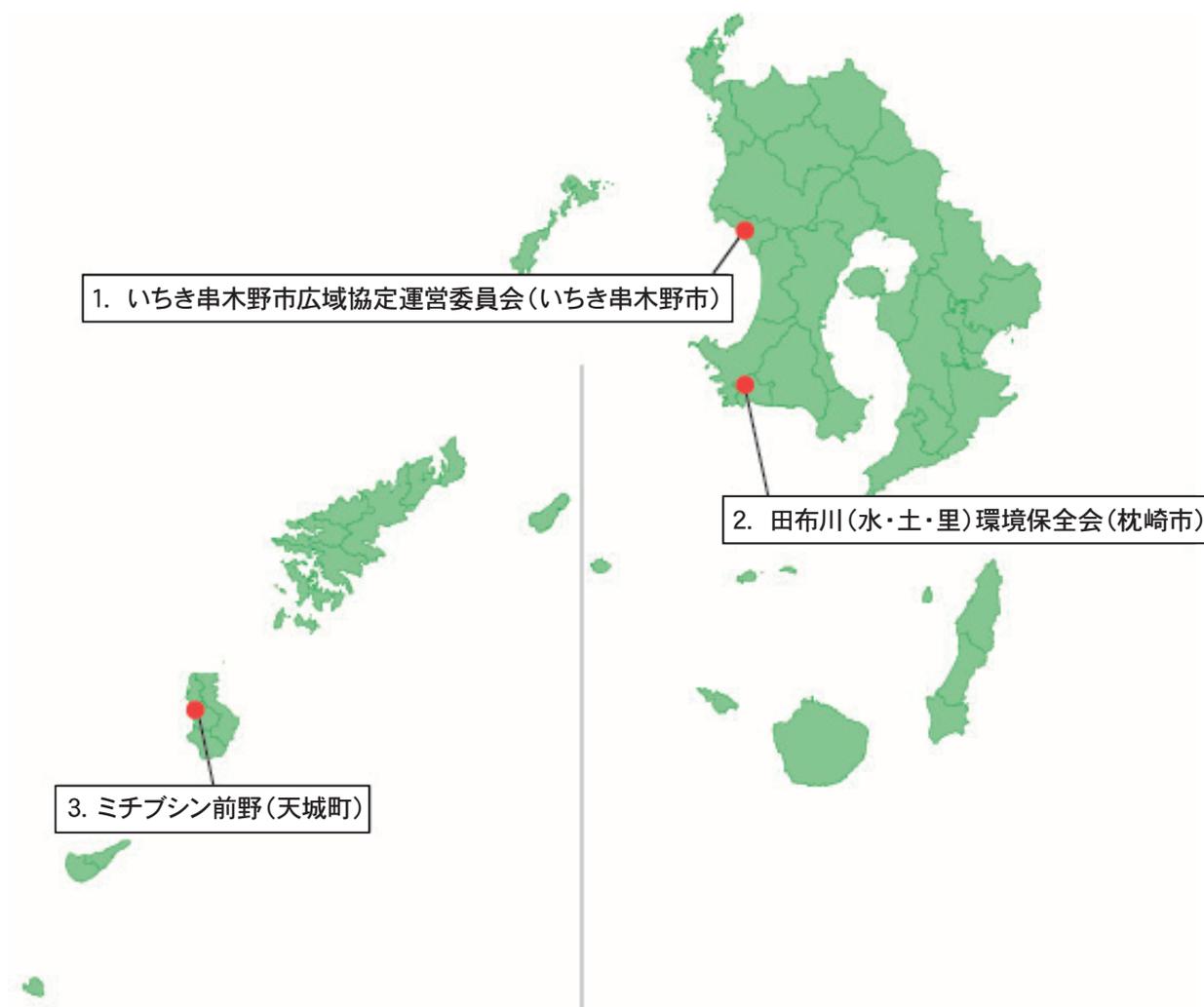
事例発表

【事例発表組織】

(発表順)

No.	管内	市町村	活動組織名
1	鹿児島	いちき串木野市	いちき串木野市広域協定運営委員会
2	南薩	枕崎市	たぶがわ 田布川（水・土・里）環境保全会
3	徳之島	天城町	ミチブシン ^{まえの} 前野

【事例発表地区の位置図】



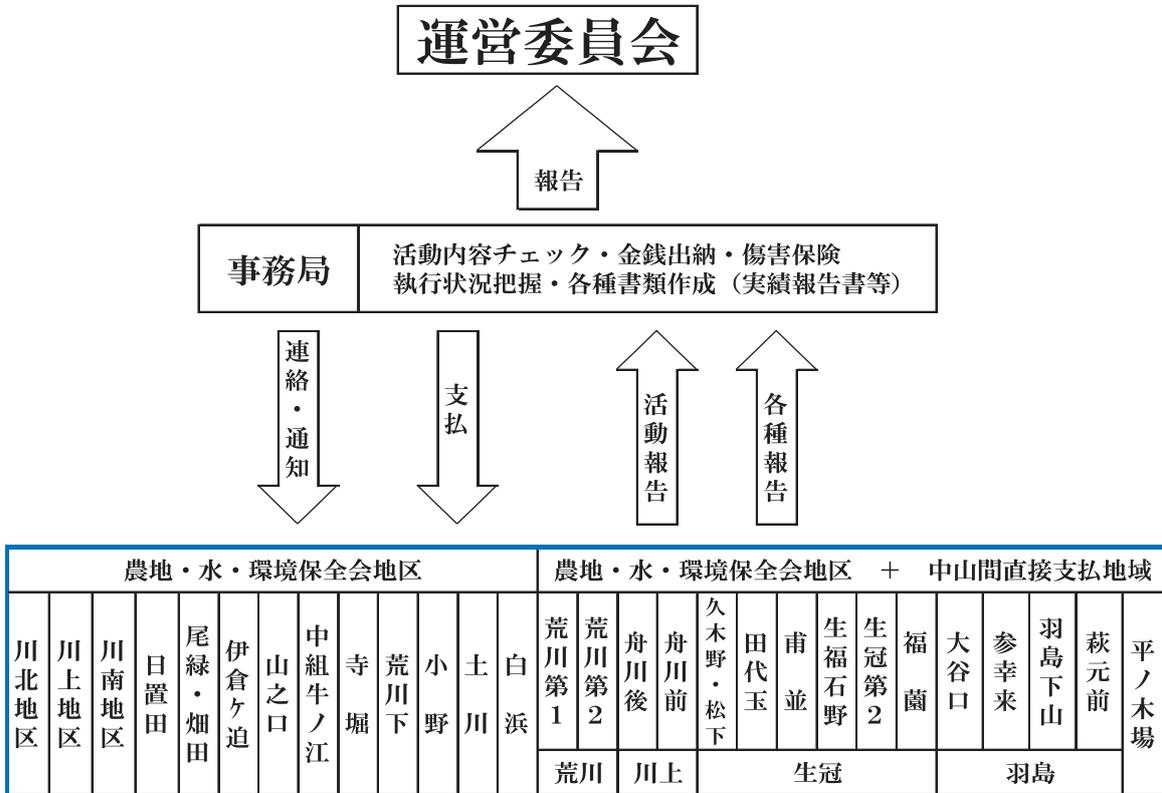
水土里サークル活動シンポジウム事例発表地区 概要

NO 1

活動組織の名称(市町村・大字)	いちき串木野市広域協定運営委員会 (いちき串木野市)
キャッチフレーズ	広域化のメリットを最大限に !!
地域の状況 [取組開始] 平成 27 年度 (合併前 H19 年度～) [取組面積] 375ha (田 289.4ha 畑 85.6ha) [対象施設] 水路 144.1 km、農道 80.8 km ため池 6 箇所 [交 付 額] 維持+共同 16,528 千円 長寿命化 14,446 千円	いちき串木野市は、平成17年に市来町と串木野市が合併して誕生した市で、吹上浜の北端に位置し、東シナ海と山々に囲まれた地形がもたらす恵まれた環境にある。 平成21年に、「いちき串木野市食のまちづくり条例」を制定し、「つけあげ」、「ちりめん」、「まぐろ」、「焼酎」、「ぼんかん」、「サワーポメロ」などの特産品を生かしたイベントの開催など、「食」に豊かなまちとして発展している。 いちき串木野市広域協定運営委員会は、平成27年9月に市内の28の活動組織が合併して、旧市町を包括した広域組織として設立した。いちき串木野市では、広域組織と外1地区で、市の対象農用地(農振農用地)の58%において水土里サークル活動に取り組んでいる。
活動や取組みの内容	1.運営委員会の事務局を市役所内に置き、会計等の事務処理を一括して行っている。 2.年4回、運営委員会を開催し、各種報告や連絡等を行い、活動組織間の連携を図るようにしている。 3.運営委員会の事務経費として、各組織から交付額に対して、維持・共同の10%、長寿命化の5%を支出している。
活動をきっかけに始まったこと	1.ホームページを開設し、広く活動をPRしている。 2.広域組織の各活動組織が合同で補修研修等を開催している。
成果・課題	水土里サークル活動は、活動が積極的に行われることで、書記・会計への負担が大きくなるのが課題であった。負担が増えれば、書記・会計の担い手が不足し、活動の継続が難しくなることが懸念されていた。 <成果> 1.活動記録の整理や日当等の支払・実績報告書等の作成を事務局で行うため各活動組織の事務負担が大幅に軽減された。 2.合併前は取組面積が小さく、施設の長寿命化に取り組めなかった組織においても、長寿命化の実施が可能となった。 3.運営委員会でホームページを開設し、活動組織毎の取組を掲載することにより、優良活動の横展開や地域のPRになっている。 <課題> 活動実績の報告や現金受領の度に事務局へ足を運ばなければならないので、今後は電子メール等を活用した効率的な連絡体制づくりや日当等の振込精算など、更なる事務軽減に努める必要がある。
目標	多面的機能支払交付金の次期更新において、全ての活動組織が継続できるように、民間企業や地域住民を積極的に取りこみ、広域化のメリットを最大限に生かす。
キーワード	「広域化・更なる事務の簡素化」
活動に係る広報(情報提供)	1.活動状況は、運営委員会ホームページ(http://kusaharu.com)で随時情報を発信中 2.先進的な取組をしている活動組織は、各種コンクールに積極的に応募するよう働きかけを行っている。 【応募実績】 萩元前団地保全会 ・平成27年度農業農村整備優良地区コンクール(農村振興整備部門) ※農村振興局長賞受賞 ・ディスカバー農山漁村の宝(第2回・第3回応募)

いちき串木野市広域協定運営委員会活動状況

いちき串木野市広域協定組織図



広域協定運営委員会 & 活動組織の活動



平成27年9月 設立総会



年4回開催の運営委員会



広域化先進地視察受入れ



合同水路補修研修会



小学校との連携
田植え～稲刈り～脱穀



農村文化の伝承(川上踊り)

水土里サークル活動シンポジウム事例発表地区 概要

NO 2

活動組織の名称(市町村・大字)	たぶがわ 田布川(水・土・里)環境保全会 (枕崎市田布川町)
キャッチフレーズ	共同活動が育む地域の絆と郷土愛
<p>地域の状況</p> <p>[取組開始] 平成 24 年度</p> <p>[取組面積] 68.9ha (田 12.6ha, 畑 56.3ha)</p> <p>[対象施設] 水路 12.2 km パイプライン 5.1 km 農道 7.9 km</p> <p>[交付額]</p> <p>維持＋共同 2,093 千円 長寿命化 1,468 千円</p>	<p>田布川集落は、枕崎市の北部、南さつま市との境に位置しており、集落の中心を金山川が流れ、枕崎市で一番高い蔵多山に抱かれた自然豊かな地域である。</p> <p>集落には、「平家落人の里」として伝わる830年の歴史があり、「馬方踊り」や「棒踊り」などの郷土芸能が伝承されている。</p> <p>農地は、水田が居住地域の平坦部に隣接し、350年前、島津藩の開田に始まった用水路は、現在9水利組合で管理している。</p> <p>また、畑地は集落を取り囲む台地にあり、稲作やさつまいも、茶、たばこ、タンカン等の栽培が盛んな農村地帯である。</p> <p>昭和34年 営農用の水道施設の布設 昭和55年 畑地の基盤整備事業に着手 昭和57年 八日会たばこ堆肥生産組合の機械共同利用組合の設立 平成24年 集落営農組織「くらたの里田布川」(14人)の発足 平成24年 水土里サークル活動の取組開始 ワークショップを行い事業の理解と機運を高める。</p> <p>平成27年 買い物弱者対策として「株式会社 輝楽里たぶがわ」を設立 平成28年 地域おこし協力隊員と連携した地域振興の取組開始</p> <p style="text-align: right;">↓ (集落営農組織) メンバー出資</p>
活動や取組みの内容	<ol style="list-style-type: none"> 1.共同活動による農地・農道・水路の保全管理及び施設の長寿命化等 2.コスモスの植栽を中心とした景観形成活動や鬼火たき等の農村文化伝承活動を通じた交流
活動をきっかけに始まったこと	<ol style="list-style-type: none"> 1.遊休農地の未然防止(草刈、耕作者不在農地の管理) 2.集落営農組織と消防団が主体で構成される「実践部隊」による施設の補修や異常気象時の迅速な対応 3.地域課題の発掘・認識と解決策の模索のためのワークショップの開催や先進地研修の実施
成果・課題	<p><成果></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.景観形成活動への地域住民の参加や地域外住民との交流活動が増加 2.生態系の保全活動(ホタル復活を目指しビオトープを創生)の開始 <p><課題></p> <ol style="list-style-type: none"> 1.農家の高齢化や鳥獣被害による遊休農地の増加と維持管理の人手不足 2.少子高齢化のため、地域活性化や伝統行事・郷土芸能の継承に不安 3.水路護岸のコンクリート化による生態系の破壊
目標	<p>課題の解決が第一であり、解決に向けた話し合いや実践活動を通じて、[保全会＝集落]として、下記目標の達成を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.共同活動を通じて「地域の絆」を深める。 2.地域を知り「地域を愛する心」を養う。 3.「自助・共助の心」で自己解決力の高いむらづくり
キーワード	「共同活動」・「地域の絆」・「郷土愛」・「自助共助の心」・「地域外交流」
活動に係る広報(情報提供)	<ol style="list-style-type: none"> 1.水土里サークル活動を中心とした公民館便り「蔵多山」を発行 2.景観形成活動や交流活動等を市広報誌「まくらざき」や南日本新聞に提供

田布川（水・土・里）環境保全会 活動状況



田布川集落



枕崎市街地



たわわに実る稲穂

基礎活動・長寿命化の活動



遊休農用地の保安全管理



消防車を使った水路の泥除去



農道の草刈り



水路の補修（長寿命化）
作業中



水路の補修（長寿命化）
完成検査



農地集積の勉強会
地域ぐるみで農用地の保安全管理

環境保全活動・交流活動等



小学生と生態系の勉強会
(ジャンボタニシ駆除体験)



鬼火たき・コスモス植栽・広報誌

水土里サークル活動シンポジウム事例発表地区 概要

NO. 3

<p>活動組織の名称(市町村・大字)</p>	<p>ミチブシン^{まへの}前野 (大島郡天城町前野)</p>
<p>キャッチフレーズ</p>	<p>ユイの心で先祖代々の集落環境をみんなで守っていこう</p>
<p>地域の状況</p> <p>[取組開始] 平成 19 年度</p> <p>[取組面積] 63ha (畑)</p> <p>[対象施設] 水路 10.6 km (沈砂地 14 箇所)</p> <p>農道 13.5 km</p> <p>[交 付 額]</p> <p>維持+共同 1,940 千円</p>	<p>前野集落は、天城町の北部、徳之島空港の近くに位置する集落である。集落の東に天城連峰を臨み、その麓から標高50m程のなだらかな台地が西の海岸に向かって広がっている。</p> <p>集落を囲む畑地帯は、ほ場整備や畑地かんがいの基盤整備が完了し、営農は、亜熱帯気候を生かしたサトウキビ栽培を中心に、バレイショや畜産等との複合経営が主体に行われている。</p> <p>歴史的には、島津藩時代に由来する「田植え唄」が豊年豊作祈願の唄と踊りとして伝えられ、集落行事や祭などで演じられている。</p> <p>海岸近くには、先人達の貴重な足跡の「尾志理田遺跡」・「前野馬塔遺跡」がある。</p> <p>組織は、前野集落の農家(19 戸)、非農家(16 戸)、3 団体(2 自治会、女性会)で構成され、地域ぐるみの共同活動を行っている。</p>
<p>活動や取組みの内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.構成員を中心とした共同活動により、区域内の農地・農道・農業用水路の保全を行っている。 2.特に、区域内にある14箇所の沈砂地については、赤土流出防止のため、泥上げ等の維持管理の実施を重点項目としている。 3.また、花植等の農村環境保全活動、田植え唄や稲作の伝承活動を集落ぐるみで取り組んでいる。
<p>活動をきっかけに始まったこと</p>	<p>共同活動を通じて、地域のまとまりも強くなり、地域づくりに対する地元の気運が高まってきた。「住みやすい安全な集落」を目指す住民の思いもあり、集落内の環境整備や危険箇所の解消、集落を一望できる展望台の整備等を寄付金を出し合って実施するなど、集落としての幅広い取組に展開してきている。</p>
<p>成果・課題</p>	<p><成果></p> <p>農業者はもちろん、農業者以外の参加も年々増えてきつつあり、更なる参加促進のために、作業用具等の備品も徐々に充実させてきている。</p> <p><課題></p> <p>参加者は増えているものの、高齢化も進んでおり、年々、活動力が低下傾向にある。このままでは集落ぐるみの共同活動が困難になっていくため、中間年齢層の方々の参加を促していく必要がある。</p>
<p>目標</p>	<p>この事業を最大限に活用し、農業用施設等の効果的な保全にとどまらず、伝統文化の継承(水田から畑地への転換に伴い途絶えた「田植え唄」などの稲作文化の継承)や集落環境整備に取り組み、子や孫の時代へ住みよい・活力ある集落を引き継ぐ。</p>
<p>キーワード</p>	<p>「ユイの心を次世代へ」</p>
<p>活動に係る広報(情報提供)</p>	<p>啓発看板設置、町有線テレビでの活動状況放映等</p>

ミチブシン前野 活動状況

【地域資源の基礎的保全活動】



年度計画の策定



施設点検



水路の草刈り



沈砂地の泥上げ



農道法面等の草刈り



【多面的機能の増進を図る活動】 農村文化の伝承



田植え唄の練習



田植え
(実際に田んぼで歌うスタイルの復活)



稲刈り
(稲作文化継承の場)

【事業の波及効果】

水土里サークル活動による農地や農業用施設の保全にとどまらず、集落の環境整備に取り組んだり、集落内のコミュニケーションが高まるなど、地域活性化への効果も現れてきている。



集落を一望できる前野展望台



集落総出の豊年祭り



花いっぱい運動

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.



多面的機能支払メールマガジンのお知らせ

- 農林水産省農村振興局多面的機能支払推進室では、多面的機能支払交付金に関する様々な情報を、メールマガジン「農村ふるさと保全通信」で毎月1回配信しています。
- 購読希望の方は、農林水産省ホームページ
(<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/ssl.html>) から「農村ふるさと保全通信」にチェックを入れて、新規配信登録の手続きをお願いいたします。

「農村ふるさと保全通信」第2号（平成28年8月18日）から一部抜粋

多面的機能支払 メールマガジン
「農村ふるさと保全通信」第2号（2016. 8. 18）

農林水産省農村振興局 多面的機能支払推進室

多面的機能支払のメールマガジン第2号をお届けします。
今回は、会員の皆様からのリクエストにより、活動組織等からの活動紹介は「鳥獣害対策」と「運営上の工夫」をテーマにお届けします。
また、研究機関の協力を得て、カバープランツなどの最新技術に関する記事を取り上げています。

====第2号の目次=====

1. 活動組織等からの活動紹介
☆蟹沢（かにざわ）・長浜環境保全協議会（福島県）☆
☆小束野（こそくの）農地・水協議会（兵庫県）☆
2. 農研機構からの技術紹介
3. 農村振興局公式Facebook開設のお知らせ
4. JARUSよりイベント開催のお知らせ
(編集後記)

====

■ 1. 活動組織等からの活動紹介 ■

☆蟹沢（かにざわ）・長浜環境保全協議会（福島県）☆
蟹沢・長浜環境保全協議会は、福島県猪苗代（いなわしろ）町にある猪苗代湖の湖畔で活動を行っている組織です。
活動地域では、これまで鳥獣被害が大きかったため、平成26年度の多面的機能支払への切り替えにあわせ、鳥獣害防止に取り組むことにしました。
クマ、シカ、イノシシなどに対して、防獣ネットなどの対策は行っていました。多くの経費をかけられないことから、侵入経路になるため池付近の水路や農道、防風保安林の草刈りを行い、見通しを良くすることで、侵入の防止に取り組みました。
また、被害軽減のため、動物の習性などの勉強会を行い、地域での申し合わせ事項を決めたほか、電気柵を試験的に設置し、その効果を確認しています。
これらの取組や有害鳥獣の駆除などにより、平成27年は獣害がなかったことから、今後も継続してこれらの活動を行い、効果を上げるために頑張っています。

【蟹沢・長浜環境保全協議会 庶務 渡部権一】

☆小束野（こそくの）農地・水協議会（兵庫県）☆

「ムラ活女子、奮闘す！」
今回は兵庫県神戸市で活動する小束野農地・水協議会を紹介します。
この組織は、平成24年度から活動を開始し、小束野土地改良区等と一体となって、集落の60.5haの農地・農道・水路と7箇所のため池を守る活動を実施しています。
書記の松井尚子さんは、集落の皆さんに活動を理解して頂くため、土地改良区の広報誌を積極的に活用して、写真やイラストをふんだんに使って、活動組織で行ったクリーン作戦や長寿命化の工事状況等の活動を紹介しています。
また、生態系保全の一環でため池の堰堤に自生するユウスゲ（ユリ科）を守る活動を行って、KOBENV環境大学とのコラボで観察会も開催しました。
また、なかなか女性の意見が通りにくいムラ（農村）の仕組みの中で、多面的機能支払の活動に参加し、女性ならではの意見をしっかり言うことで、少しずつ理解を得て、堰堤の法長（のりなが）が2m程ある畦畔に安全設備を設置することもできました。
さらに、県で開催しているフォーラム等には、必ず、構成員の方に夫婦での参加を呼びかけることで、女性参加の輪を広げる努力をしています。
多面的機能支払の活動を通して、生き活きとしたムラ（農村）作りに貢献する女性、「ムラ活女子」の奮闘が、ムラを元気付け、コミュニケーションを活発にするきっかけになっています。

【近畿農政局農地整備課 黒田尚治】

以下 省略

鹿児島県水土里サークル活動支援協議会

□事務局（土改連）

〒892-8543 鹿児島市名山町 10-22

鹿児島県土地改良事業団体連合会（事業部 農村整備課）

電話 099-223-6135 FAX 099-224-6228

□協議会ホームページ

鹿児島県水土里サークル活動支援協議会 (<http://www.kago-midoricircle.jp/>)



イメージキャラクター「ウーさま」